

派遣法第23条第5項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

(2022年9月30日時点 ※当社決算期末)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第23条第5項の定めにより、派遣事業を行う事業所ごとの情報提供が義務付けられました。

下記の通り当社の派遣事業運営情報を公開いたします。

- 事業所の名称 有限会社タイムアシスト
- 事業所の所在地 静岡県浜松市中央区幸五丁目11-43-2F
- 許可番号 派22-300674

1 派遣労働者の実績

派遣労働者の数	109人
労働者派遣の役務の提供を受けた物の数：派遣先の実数	19件

2 労働者派遣の料金、派遣労働者の賃金の額

派遣料金の平均額（8時間あたり）	13,318円
派遣労働者の賃金の平均額（8時間あたり）	10,024円

3 マージン率

24.70%

計算式：
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※マージン率とは

・派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合です。

※派遣料金に含まれるもの

- ・派遣労働者の賃金
- ・福利厚生費：派遣労働者の事業主として負担する社会保険料（健康保険・厚生年金）雇用保険料、労災保険料
教育訓練、定期健康診断、ストレスチェック、有給休暇取得の際の賃金支払い費
- ・運営経費：当社の派遣事業担当者の人件費、事務所の賃借料、求人募集広告費、事業運営に必要なシステムの維持費
- ・営業利益

4 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの例

- 労使協定の締結の有無 労使協定を締結している
範囲：派遣先へ就業する全ての派遣労働者
終期：2024年3月31日

5 キャリア形成支援制度に関する事項

■ 教育訓練の内容

教育訓練の種類	対象者	実地主体	方法	賃金支給 状況	労働者の 費用負担
入職時研修	新規就労派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無
職能別・職種転換・階層別研修	就労中派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無

6 その他

■ 福利厚生について

各種保険完備（健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労作保険）
年次有給休暇、産前産後休暇、育児・介護休業、通勤手当
定期健康診断、ストレスチェック、産業医による健康相談